

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課

平成27年10月6日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点①

○運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共団体が取り得る選択肢として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないか。

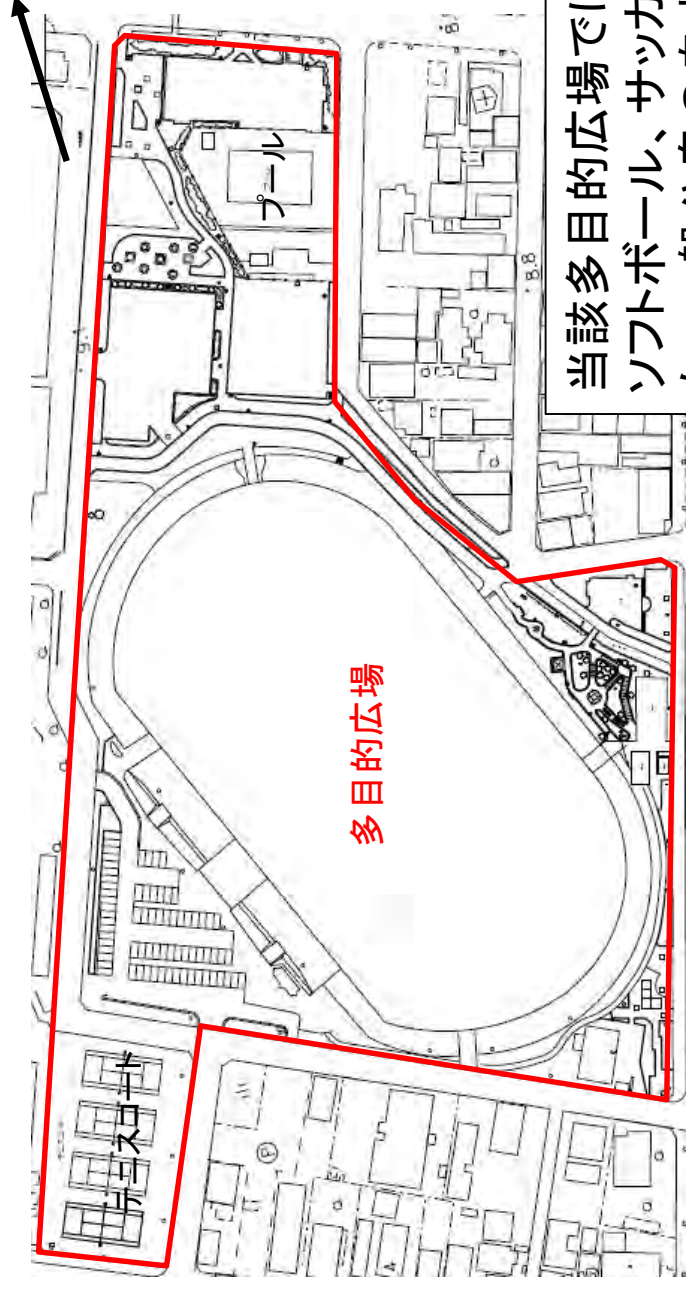
○都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地面積がわずかに100分の50を超えるだけで直ちにその機能を失うことになるのか。緑地面積について、面積割合と絶対値等を掛け合わせたものにする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするため、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないか。

⇒都市公園法施行令第8条において、「一の都市公園に設ける運動施設の総計は、百分の五十をこえてはならない」と定めている趣旨は、主たる利用者が競技者である運動施設が敷地面積の過半を占めることによって、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来目的に支障を及ぼすこと等が懸念されるとの考えによるものであり、運動施設の面積基準（敷地面積の百分の五十）を参酌基準化することは困難。

⇒ただし、施設の使われ方として、競技者がある限られた時間を利用し、それ以外の時間は一般公衆の自由な利用（一般開放等）に供されるもの等については、運動施設以外の公園施設として取り扱う余地があると考えられる。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点②

公園施設が運動施設に該当するか否かは、公園管理者が判断することとなるが、例えば、運動の用にも供されるが、運動施設以外の公園施設として取り扱っている事例もある。

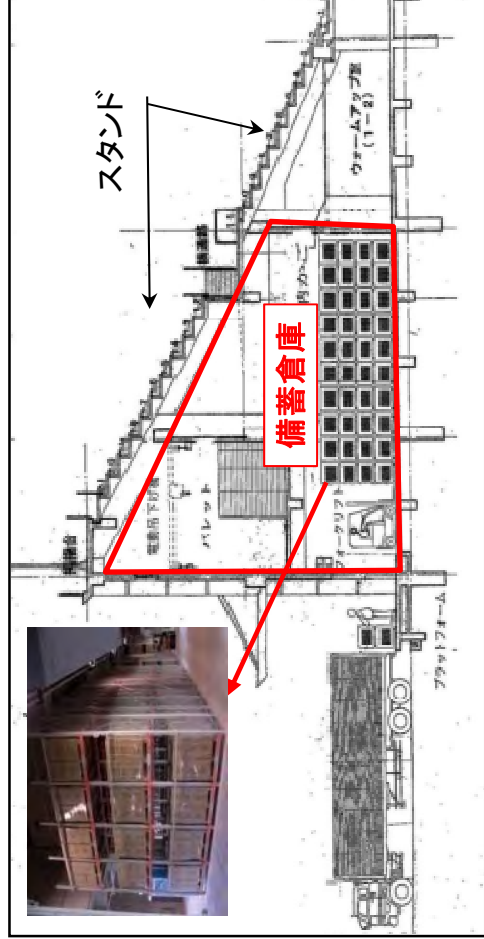


当該多目的広場では、陸上競技、軟式野球、ソフトボール、サッカー等が実施されているほか、一般公衆の自由な利用も行われている。

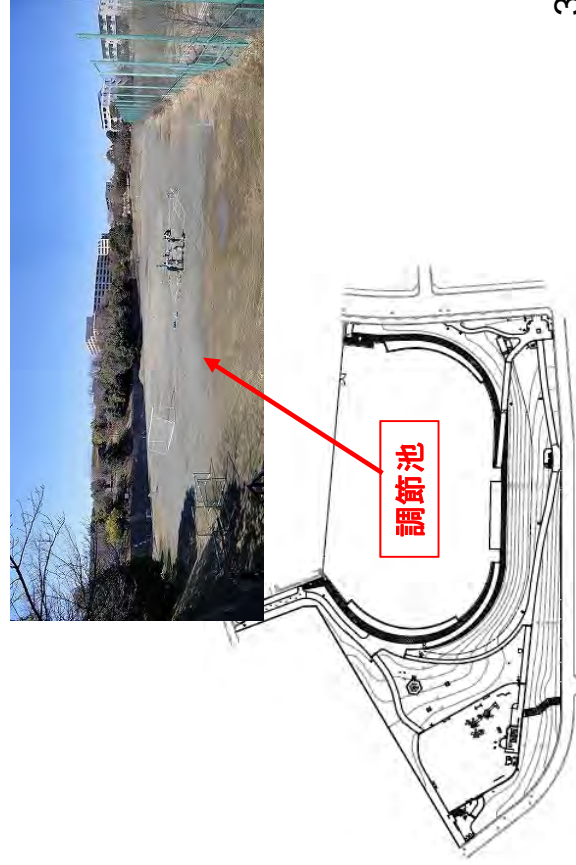
○近年、都市公園には防災拠点としての機能も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に行っていた場合には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。

⇒例えば、運動施設と災害応急対策施設(備蓄倉庫等)の双方の機能を兼ねるもの等、複数の機能を有する公園施設については、その機能に応じた公園施設として取り扱う余地があると考えられる。

災害用の備蓄倉庫の上部が競技場のスタンドを兼ねる事例



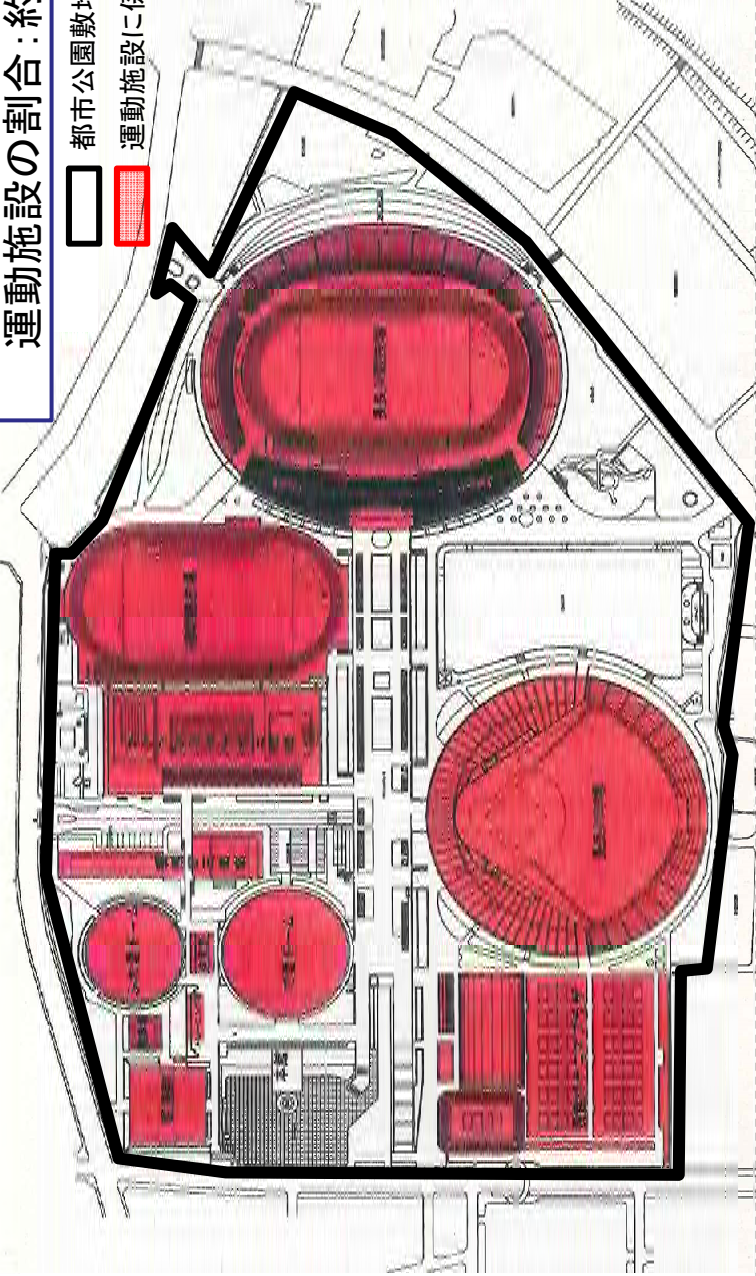
洪水時に備えた多目的広場(洪水調節池)を少年野球やサッカーに利用している事例



運動施設として取り扱わなくても差し支えないものも岐阜県提案の「運動施設」の中にも含まれていると考えられる。

- (例) 屋外トイレ ⇒ 都市公園法における「便益施設」
- 運動施設の周囲の植栽 ⇒ 都市公園法における「修景施設」

運動施設の割合：約50%



■ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

- 第二条 (定義)
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。
- 一 園路及び広場
 - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
 - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
 - 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
 - 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

■ 都市公園法(昭和三十一年政令第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一～四 (略)

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六～九 (略)

3 (略)

(公園施設の設置基準)

第四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

■ 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)(抄)

(公園施設の種類)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5～8 (略)

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

2～6 (略)

都市公園法案提出の際の提案理由説明

(馬場建設大臣)

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十
六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関
する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しな
かったのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、ある
いは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年
にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及
び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公
共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第
であります。

(昭和三十一年三月十五日(衆)建設委員会議事録抜粋)